

公益財団法人郡山市観光交流振興公社
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

平成 17 年 4 月 1 日
財団法人郡山市観光交流
振興公社規程第 8 号

改正 平成24年3月27日公社規程第10号 平成24年6月13日公社規程第14号
平成25年7月25日公社規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人郡山市観光交流振興公社(以下「公社」という。)の定款第16条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 公社は、常勤役員及び非常勤役員並びに評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員及び評議員に対しては会議出席時、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、役員又は評議員本人から辞退の申出があった場合は、無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額は、別表1に掲げる額の範囲内で評議員会の決議により定めるものとする。

- 2 常勤役員が月の途中で就任、退職又は解任された場合は、その勤務した日数に応じ、その

月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによる計算によりその月分の報酬を支給する。

3 非常勤役員及び評議員の報酬は、別表 2 に定める定額とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員にあつては、理事会又は評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞無く支払うものとする。

2 前項に規定する費用で前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

3 常勤役員には、公社職員の通勤手当の例により通勤手当を支給する。

(手当)

第8条 役員及び評議員には、公社給与規程及び職員の退職手当支給規程の例による手当ては支給しない。

(旅費)

第9条 役員及び評議員が会議に出席した場合は、別表 3 に定める額を支給する。

2 役員及び評議員が出張した場合は、出張に係る実費を支給する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、役員又は評議員本人から辞退の申出があつた場合は、支給しないものとする。

(公表)

第 10 条 この法人は、この規程をもって、認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、代表理事が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 財団法人郡山市観光振興公社役員の報酬に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、公益財団法人郡山市観光交流振興公社移行登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 25 日から施行する。

別表 1(第 4 条関係)

区 分	報酬額の範囲
常勤役員報酬	一人あたり月額 400,000 円以内

別表 2(第 4 条関係)

区 分	報酬額(会議出席 1 回あたり)
非常勤役員報酬	5,000 円
評議員報酬	5,000 円

別表 3(第 9 条関係)

区分	旅費の額(1 回につき)
用務地から半径 5 キロメートル以内の居所を基点とする旅行	600 円
用務地から半径 5 キロメートルを超え 15 キロメートル以内の居所を基点とする旅行	1,500 円
用務地から半径 15 キロメートルを超える居所を基点とする旅行	3,000 円